

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月十三日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部  
を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第8条の2関係）

原動機付交通用具を使用する職員

自転車等の片道の使用距離		通勤手当の額
4キロメートル未満		2,300円
4キロメートル以上	6キロメートル未満	3,800円
6キロメートル以上	8キロメートル未満	5,000円
8キロメートル以上	10キロメートル未満	6,100円
10キロメートル以上	12キロメートル未満	7,300円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上	16キロメートル未満	9,700円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	10,900円
18キロメートル以上	20キロメートル未満	12,100円
20キロメートル以上	22キロメートル未満	13,300円
22キロメートル以上	24キロメートル未満	14,500円
24キロメートル以上	26キロメートル未満	15,700円
26キロメートル以上	28キロメートル未満	17,000円
28キロメートル以上	30キロメートル未満	18,200円
30キロメートル以上	32キロメートル未満	19,400円
32キロメートル以上	34キロメートル未満	20,600円
34キロメートル以上	36キロメートル未満	21,800円
36キロメートル以上	38キロメートル未満	23,000円
38キロメートル以上	40キロメートル未満	24,200円
40キロメートル以上	42キロメートル未満	25,400円
42キロメートル以上	44キロメートル未満	26,600円
44キロメートル以上	46キロメートル未満	27,800円
46キロメートル以上	48キロメートル未満	29,000円
48キロメートル以上	50キロメートル未満	30,200円
50キロメートル以上	52キロメートル未満	31,400円
52キロメートル以上	54キロメートル未満	32,600円
54キロメートル以上	56キロメートル未満	33,800円
56キロメートル以上	58キロメートル未満	35,100円
58キロメートル以上	60キロメートル未満	36,300円
60キロメートル以上		38,400円

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。